

令和 6 年 3 月 20 日

利用者様各位

ひかりケアステーション

管理者 古谷 倫祥

## 「特定事業所加算 I」による算定のご報告

[令和 6 年 4 月改定] (介護保険)

この度、当事業所は、令和 6 年 4 月 1 日より、訪問介護サービスに係る特定事業所加算を I で算定させて頂くことになりましたので、お知らせいたします。

引き続き、サービスの向上に努力してまいりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 【算定加算】

算定加算 特定事業所加算 I (3 月分迄は II)  
加算率 利用料に 20% の上乗せ (3 月分迄は 10%)  
算定開始 令和 6 年 4 月 1 日

#### 【算定理由】

当事業所は訪問介護サービスに於いて、特定事業所加算 II の認定を受けていましたが、前年度のサービス提供実績にて、要介護区分 4 以上の利用者様へのサービス提供割合が増えたので、2024 年度 (2024 年 4 月) からは特定事業所加算 I を算定することとなりました。また、これにより算定単位数が基本算定単位数に対して 1 割増加から 2 割増加に変わることとなりました。

以上